

## クレジットカードによる保険料一括支払いに関する特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
保険料	この特約が付帯された場合の保険料をいいます。

### 第2条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）

- (1) この特約は、傷害保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第9条（保険料の払込方法）および同第10条（保険料の払込み）の規定にかかわらず、保険契約者が保険料を当社が指定するクレジットカード払いの方法により一括して払い込むことについて合意がある場合に適用します。
- (2) (1)における保険契約者は、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた方に限ります。

### 第3条（保険料の払込み）

- (1) 当社は、保険契約者からクレジットカードによる保険料の払込みの申し出があった場合、当社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認をした日（以下、「承認日」といいます。）に、保険契約者が当該保険料を払い込んだものとみなします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
  - ① 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合。
  - ② 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。
- (2) (1)の承認がなされる場合において、保険契約者が保険申込書にクレジットカード情報を記入した場合は、当社に保険申込書が到着した日の翌営業日に、当社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認を行い、承認日を保険料の領収日とします。当社が(2)に規定するクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことができず、承認を行わない場合は、電話または書面、電磁的方法により保険契約者に対しその旨を通知します。
- (3) (1)の承認がなされる場合において、保険契約者がインターネットの保険申込画面にクレジットカード情報を入力した場合は、速やかに当社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで当該申し出に対する承認を行い、承認日を保険料の領収日とします。当社が(2)に規定するクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことができず、承認を行わない場合は、インターネットの保険申込画面または電磁的方法により保険契約者に対しその旨を通知します。

(4) 保険料の領収日と保険期間の初日が同一日の場合において、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対して、当社は保険金をお支払いしません。

#### 第4条（保険料の返還または請求）

- (1) 当社は、普通保険約款第11条（告知義務）（2）の規定により、当社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。
- (2) 当社は、普通保険約款第13条（保険契約の無効）（1）の場合は、保険料を返還しません。
- (3) 当社は、普通保険約款第13条（保険契約の無効）（2）の場合は、保険料の全額を返還します。また、同条（3）の場合は、当該特約部分の保険料の全額を返還します。
- (4) 当社は、普通保険約款第16条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。
- (5) 当社は、普通保険約款第14条（保険契約の失効）の場合で、当社がすでに保険料を領収しているときは、保険料の全額を返還します。
- (6) 普通保険約款第15条（保険契約の取消し）（1）の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合には、当社は保険料を返還しません。
- (7) 普通保険約款第15条（保険契約の取消し）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合で、すでに保険料を領収しているときは、保険料の全額を返還します。
- (8) 普通保険約款第17条（重大事由による解除）（1）（2）の規定により、当社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。
- (9) （8）の規定にかかわらず、保険期間が1日を超える契約の場合において、普通保険約款第17条（重大事由による解除）（1）①から④の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、当社は、保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第5条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第9条（保険料の払込方法）、普通保険約款第10条（保険料の払込み）の規定は適用しません。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。